

三原小学校生徒指導規程

主旨 生徒指導規程とは、児童の健全な成長を願うためのものです。

児童が、同じ過ちを繰り返すことなく、良いところを伸ばしていけるように、学校と保護者とが一体となって児童の成長を見守っていきたいと思います。

なにとぞ、ご理解とご協力をお願いします。

1 欠席・遅刻・早退・検温について

(1) 欠席・遅刻・検温の連絡は、8時までに保護者が「すぐーる」または電話で学校に連絡をする。早退が事前に分かっている場合は、保護者がその理由・時刻・下校方法を同様に連絡する。15分までに遅刻・欠席の連絡がない場合は学校から連絡する。

(2) 週3回の遅刻の場合は家庭連絡をして指導する。

2 校外飛び出しについて

(1) 登校後、許可なく学校の外に出た場合は家庭連絡をする。

場合によっては警察に保護願いを出す。

3 身なり（服装・頭髪）について

(1) 学習や運動に適した、小学生にふさわしい服装・頭髪とする。

(長期休業中であっても、適切な身なりに留意する。)

(2) 制服は学校既定のものを着用する。

制服	夏期 6月～9月	白のポロシャツ（半袖・長袖） 紺の半ズボン，紺のスカート，紺の長ズボン 白，紺，黒の無地のくつ下（すね～ひざ下の長さ，ワンポイントのない無地のもの） 白の運動靴（屋外体育兼用）
	冬期 10月～5月	紺のイートンダブルの上着 白のポロシャツ（半袖・長袖） 紺の半ズボン，紺のスカート，紺の長ズボン 白，紺，黒の無地のくつ下（すね～ひざ下の長さ，ワンポイントのない無地のもの）
	防寒具等	①寒い時は，既定の上着の下にベスト，セーター，カーディガン（Vネック，無地の黒・紺・白・灰色）を着用してもよい。手が袖に隠れたり，上着から裾が出たりしないものにする。ポロシャツの上にベスト，セーター，カーディガンのみを着ての登下校は不可とする。 ②体調が悪い場合は，担任へ連絡を取り，体調に応じた服装にする。 ③既定の上着の上に着る防寒着（ジャンパー等）は，登下校のみ着用する。
帽子		①登下校時は，無地の紺のキャップ型，またはメトロ型を着用する。 (ワンポイント不可，暑い時はメッシュ仕様も可)

※入学式・卒業証書授与式・始業式・終業式等の式では白のくつ下を着用する。

※指定のスクールエンブレムを上着左上胸部，ポケットの上へ縫い付ける。

※冬季の上着は，気候や行事に合わせて，着用を考えるものとする。

(3) 髪型等については次のことに留意する。

- ・学習の妨げになったり，過度に他人の興味をひいたりする頭髪は，禁止する。
- ・剃り込みや染髪，一部のみ刈り上げたり，伸ばしたりした髪型は禁止する。

- ・学習や運動の妨げとならないように、肩にかかる程度の長い髪はヘアゴムで束ね、前髪は目にかからないようにする。ヘアピンやヘアゴムは、必要な場合のみ黒・紺・茶の飾りのない物を最小限使用する。(パッチン留め・ヘアアクセサリは不可)

4 不要物の持込みについて

(1) 不要物を持ってきた場合、学校で預かり保護者に返却する。家庭で指導を行う。

・例 携帯電話 ゲーム 漫画 雑誌 華美な学用品 おかしなど。

※ 携帯電話に関しては原則不可。学校長の許可がある場合に職員室預かりを可とする。

(自宅に帰宅せず直接習い事に行く日の安否確認のため、学区外で長距離を一人で下校する時間の安否確認のため等)

5 クロームブックの使用について

(1) 三原市から個人に貸与されているものであるため、大切に扱う。

(2) 学習のために貸与されているものであるため、授業中または家庭学習での使用を原則とし、休憩時間等では使用しない。学習目的で担任の許可を得た場合は使用できる。

(3) その他、取り扱いの詳細は、「chromebook 活用の手引き」に準じ、きまりを守れない場合は学校で預かり、学校で指導後、保護者に返却する。家庭でも指導を行う。

6 授業不参加・授業妨害について

(1) 授業不参加や授業妨害、立ち歩きが続く場合は、別室(職員室・会議室・心の相談室)で指導する。

(2) 保護者に説明し、家庭でも指導する。

7 器物破損の指導

(1) 学校の施設を壊した場合、本人への指導、保護者への説明を行う。

(2) 不慮の事故でない限り、保護者が弁償をする。

8 暴言・暴力について

(1) 他の児童に危険がないように本人を別室で指導する。

(2) 保護者に説明し、家庭でも指導する。

(3) 場合によっては関係機関(警察等)と連携する。

9 落書きについて

(1) 落書きをした場合、本人への指導をする。

(2) 保護者に連絡をして状況を説明する。

(3) 必要に応じて、保護者と本人が落書きを消し、謝罪を行う。

10 万引き・窃盗・喫煙について

(1) 警察に補導された場合は、保護者引き取りを基本とする。

(2) 学校に連絡があった場合は、家庭へ連絡して保護者が引き取る。

(3) 常習化が見られる場合、関係機関(警察、子ども家庭センター等)と連携する。

11 火遊び・エアガンなど危険行為について

(1) 危険行為があった場合、本人に指導するとともに保護者へ説明する。

(2) 被害がある場合、保護者、本人が弁償、謝罪を行う。

12 不登校・長期欠席について

(1) 児童の心に寄り添い、本人の希望や願いをもとに、指導や支援を行う。

(2) 状況に応じて、心の相談室等の別室での学習や時間差登校を行う。

- (3) 保護者と2日以上連絡がとれなかった場合は、必要に応じて家庭訪問や外部連携を行う。
- (4) 地域民生児童委員や子ども家庭センター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・県立大学等の関係機関と連携して教育相談を行う。

13 いじめ等心の相談

- (1) いじめの積極的な認知と早期の組織的対応を行う。
- (2) 被害者の心に寄り添い、事実確認をした後に加害者に指導する。
- (3) 双方の保護者に状況を説明し、家庭でも指導や支援を行う。
- (4) 児童の様子を観察し、再発防止に向けて、組織的・継続的な支援や指導を行う。

14 特別な指導について

(問題行動への特別な指導)

次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の校則（三原小のきまり）に違反する行為及び①いじめ②登校後の無断外出③指導無視及び言動等④校長が教育上指導を必要とすると判断した行為⑤校長が生活上危険と判断した場合

(特別な指導)

- (1) 説諭（校長，教頭，生徒指導主事，担任等）
- (2) 学校反省指導（別室反省指導，授業反省指導，展望をもたせる指導）
- (3) 家庭反省指導（反省指導，展望をもたせる指導）
- (4) 保護者連携による指導

(反省指導の内容)

(1) 学校反省指導

- ①別室反省指導—登校させて始業後，別室で日課に従った学習や作業及び反省をさせる。
- ②授業反省指導—別室指導において一定の成果が認められた場合に，通常の学校生活（授業等）で学習や作業及び反省をさせる。
- ③展望をもたせる指導—今後の自分の在り方や，社会，友人，家族への関わり方等を考えさせ，目標と行動の展望をもたせる。

(2) 家庭反省指導

家庭において，保護者が当該児童に指導を行う。

(学校反省指導の期間)

- ・問題行動の程度や繰り返し等の状況を鑑み，校長が判断する。